

答 申

オンライン資料の収集に関する制度の在り方について

平成 22 年 6 月 7 日

納本制度審議会

納本制度審議会
平成 22 年 6 月 7 日

国立国会図書館長

長 尾 真 殿

納本制度審議会 会長

中 山 信 弘

答申—オンライン資料の収集に関する制度の在り方について—

本審議会は、平成 21 年 10 月 13 日付け国図収 090928001 号により諮問のあった「国立国会図書館法第 25 条に規定する者（私人）がインターネット等により利用可能とした情報のうち、同法第 24 条第 1 項に掲げられた図書、逐次刊行物等に相当する情報を収集するための制度の在り方について」及び同諮問理由において調査審議が求められた「このような編集過程を経てインターネット等で利用可能とされた情報を他の情報と区別して包括的に収集する制度を設けることの適否について、また適当であるとした場合に、その収集の対象、方法の在り方等について」を受けて調査審議した結果、結論を得たので、納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき答申する。

答申—オンライン資料の収集に関する制度の在り方について—

目次

はじめに	1
(1) 背景	1
(2) 経緯	2
① 第17回納本制度審議会における諮問	2
② 電子出版物の収集に係る検討の開始	3
③ ネットワーク系電子出版物に関する諮問と答申	3
④ 調査審議の経緯	4
(3) 用語	4
(4) 構成	6
1. 報告の概要	7
2. オンライン資料と納本制度	9
(1) オンライン出版物及びオンライン資料の意味	9
(2) オンライン資料の流通状況と国立図書館	10
3. オンライン資料の制度的収集について	11
(1) 現行納本制度による収集について	11
(2) オンライン資料と他の資料との区別	11
(3) オンライン資料を包括的に収集する制度を設けることの適否	12
(4) 「表現の萎縮のおそれ」との関連	13
4. 収集の対象となるオンライン出版物	14
(1) オンライン出版物と印刷出版物	14
① オンライン出版物と紙媒体の出版物	14
② 遡及デジタル化資料	15
(2) 有償、無償の取扱い	15
(3) 「編集過程」の有無	15
(4) データベースと動的出版物	16
① データベース	16
② 動的出版物	17

5. 収集対象の識別	18
(1) 対象となるオンライン資料.....	18
① 日本国内.....	18
② 流通経路.....	18
(2) 外形定義	19
① 書誌情報.....	19
② 標準識別番号等の有無	19
(3) 内容による限定	19
(4) 収集対象資料の粒度	20
(5) オンライン資料における最良版.....	20
6. オンライン資料の収集.....	22
(1) 自動収集と送信	22
(2) 義務を負う者	22
(3) オンライン資料のフォーマット.....	23
① フォーマットと利用環境	23
② 収集時のフォーマット	23
③ オンライン資料の保存と利用のための措置	24
(4) メタデータの付与	24
7. 利用に当たっての想定.....	25
(1) 館施設内利用	25
(2) 複写	25
(3) 図書館資料としての利用形態を超える利用	26
(4) 電子資料特有の問題.....	26
(5) 視覚障害者等によるテキストデータの利用	27
(6) 著作権法その他の問題	27
8. 収集及び利用に当たっての経済的補償	28
(1) 「代償金」	28
(2) 利用による経済的損失	28
(3) 納入に係る手続費用.....	29
9. 制度の円滑な実施と運用に係る方策.....	30
おわりに	31

諮問書	33
納本制度審議会委員・専門委員名簿	34
調査審議の経過	36
参考：オンライン出版物の最近の状況	37
(1) 国内外におけるオンライン出版物の出版・流通状況	37
(2) 諸外国の国立図書館におけるオンライン資料の制度的収集	38

はじめに

(1) 背景

21世紀もすでに最初の10年が経過しようとしている。

20世紀はめざましい科学上の発見、発明がなされ、さまざまな分野、領域で応用され、産業分野を初め人類のあらゆる面で技術革新による変化がもたらされた。20世紀も後半になると、コンピュータ、通信等の情報関連技術が飛躍的に発展し、人間の知識や情報の創造の領域にも技術革新の波が押し寄せるようになった。20世紀の最後の10年はインターネット技術が急成長した時代でもある。我々は電子的に生産された知識や情報の流通、伝達、蓄積が容易に、また身近に行われることを目撃してきた。これは、図書館—伝統的に書籍や雑誌等の印刷物を収集・蓄積し、利用に供するとともに、未来に向けて保存・蓄積をする機関—にとっても画期的な出来事でもあった。

20世紀末に急速に成長し始めたインターネットによる電子的情報提供は、21世紀になるとますます広範囲に発展普及する。今や学術研究や各種の調査研究の報告、さまざまな活動の記録、創作的な執筆活動も電子的な手段で日常的に行われ、その成果は広く電子的に流通するようになっている。また、電子情報は学術・文化の領域ばかりか、政治、経済、社会、娯楽に至るまで一般の人々の生活の隅々に浸透し、現代の人々の生活に欠かせないものとなっている。

従来 of 知識・情報の流通形態であれば、知的活動の成果は紙等の物理的な媒体に記録され、印刷・複製が行われ、読者に届けられた。図書館もそれらの媒体を収集することで、知的活動の成果を施設内で利用に供し、併せて将来に向けて文化財として保存・蓄積することができた。しかし、電子的な情報という新しい知識・情報の形態は、重要度ではこれまでの伝統的な知識・情報と同様であっても、異なった取扱いを要する。伝統的な図書館にとってはこれらの資料は言わば<新たな挑戦>でもある。まずは、これらの情報の収集から始めなければならない。

これまでも図書館は、知識・情報の電子化への動きをただ傍観してきたわけではない。むしろ、日本においても国際的にも、図書館は現在と将来の利用者に対して文化財の蓄積のために、電子的な情報流通について法制度的に

もさまざまな取組みを行ってきている。折しも、2009年には米国においては、電子書籍端末の普及が急速に拡大し、我が国においても広がることが予想される電子書籍市場を見越して、読書専用端末、コンテンツ作成等が本格化しつつある。

電子情報は形をもたないものであるため、その存在は極めて脆弱である。いくら重要であり、また多くの人に読まれているものであっても、責任ある機関が制度的に収集し、アーカイブしておかないと、一瞬にしてその存在の痕跡すら失われてしまうものである。今日の電子情報時代において、電子的に作成される創作的な著作は重要な文化財である。印刷物と同様に記録された文化の形態として、国の中央図書館である国立国会図書館（以下「館」という。）がそれらを収集、保存することは、館の責務であり、極めて重要な課題であると考えられる。

(2) 経緯

諮問の趣旨及び検討の経緯を示す。

① 第17回納本制度審議会における諮問

本審議会は、第17回納本制度審議会（平成21年10月13日）において、国立国会図書館長から、納本制度審議会規程（平成9年国立国会図書館規程第1号）第2条第1項の規定に基づき、諮問を受けた。

諮問内容は、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号。以下「館法」という。）第25条に規定する者（私人）がインターネット等により利用可能とした情報のうち、図書、逐次刊行物等に相当する情報を収集するための制度の在り方に関するものであった。諮問理由の中で、私人が従来であれば図書、逐次刊行物等として発行した資料であっても、インターネット等を通じてのみ出版する事態が急速に進展しており、これらの情報を包括的に収集することができない状態が続くと、出版物の収集を通じた「文化財の蓄積及びその利用」という納本制度の目的が達せられないおそれがある、というものであった。また、諮問理由においては、編集過程を経てインターネット等で利用可能とされた情報を他の情報と区別して包括的に収集する制度を設けることの適否について、また、適当であるとした場合に、その収集の対象、方法の在り方等について、調査審議を求めたものとなっている。

② 電子出版物の収集に係る検討の開始

今回の諮問に先立つ、本審議会及びその前身である納本制度調査会での検討の経緯の概略を示す。

国立国会図書館長は、平成 9 年に「21 世紀を展望した我が国の納本制度の在り方はいかにあるべきか。特に、電子的な媒体の出版物の納入に関する制度及び運用の在り方について」納本制度調査会（納本制度審議会の前身）に諮問を行い、平成 11 年に「答申 - 21 世紀を展望した我が国の納本制度の在り方 - 電子出版物を中心に -」（以下「平成 11 年答申」という。）を得ている。平成 11 年答申においては、電子出版物を有形の媒体に情報を固定した「パッケージ系電子出版物」と、通信等により情報を送受信する「ネットワーク系電子出版物」に区分し、パッケージ系電子出版物を紙媒体の出版物と同様に納本制度に組み込み、その類型及び内容を選別することなく、網羅的に納入対象とすることが適当である、とした。一方、インターネット等により利用可能とした情報のうち、図書、逐次刊行物に相当する情報（以下「オンライン資料」という。）や、ウェブ情報等が含まれるネットワーク系電子出版物については、納本制度に組み入れないことが適当であるとした。平成 11 年答申を受け、パッケージ系電子出版物については法制度化が図られ、平成 12 年 10 月には納本制度によって収集が行われるようになった。

③ ネットワーク系電子出版物に関する諮問と答申

平成 11 年答申において納本制度に組み入れないことが適当であるとしたネットワーク系電子出版物であるが、「ネットワーク系（電子出版物）の進展には我々の予測を超えるものがあり、近い将来において国民の意識が変化する等により（中略）問題等が解決される可能性もあろう。こうした状況が生じた場合には、速やかにネットワーク系の納入について、改めて検討する必要がある。」という指摘もされている。これを受けて平成 14 年に納本制度審議会長に対し、国立国会図書館長から「日本国内で発行されたネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れることについて」の諮問がなされた。また、同諮問理由において、「組み入れられない場合に収集すべき範囲、及びその収集はいかなる方法によるべきか」についても、意見が求められた。

これに対し、平成 16 年 12 月に答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」（以下「平成 16 年答申」という。）を得ている。

この平成 16 年答申においては、ネットワーク系電子出版物については、納本制度の根幹的要素を構成する到達義務、網羅性、発行者に義務を課すことを満たすことができないため、納本制度に組み入れないことが適当であるとしつつも、納本制度以外の別の制度による収集における留意事項を列記している。館では、平成 16 年答申を受けて、納本制度に準じる形でのネットワーク系電子出版物の制度的収集に係る制度設計に取り組んできた。その結果、平成 21 年 7 月に国立国会図書館法の一部を改正する法律が成立し、平成 22 年 4 月 1 日からの国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット情報の制度的収集が可能となった。

④ 調査審議の経緯

私人、つまり民間人が発行する出版物については多くのオンライン出版物が発行され、流通しているにもかかわらず、いまだに制度的な収集の対象となっていない。国等の場合には国等が公衆に利用可能としたインターネット資料を制度的収集の対象としたが、今回の諮問は従来の図書、逐次刊行物等に相当する情報をオンライン出版物として、ウェブ情報とは明確に区別して、制度的に収集する制度の在り方を問う内容となっている。

この諮問に対する調査審議のため、第 17 回納本制度審議会において、「オンライン資料の収集に関する小委員会」を設置した。小委員会は 3 回の調査審議を経て、その結果を中間報告として第 18 回納本制度審議会にて報告した。

第 19 回審議会において、この中間報告を基にした答申（案）が会長から提案され、調査審議のうえ、全会一致をもって、これが答申として決定された。

(3) 用語

この報告において用いた用語、概念のうち、特に基本的なものと考えられるいくつかのものについて説明する。

① ネットワーク系電子出版物¹

電磁的媒体を用いて公表される出版物を電子出版物といい、そのうち、通信等により公表されるものをネットワーク系電子出版物という。「通信等」には、最も広義では放送が含まれることから、ネットワーク系電子出版物には、放送番組を含むことになる。

② オンライン出版物

ネットワーク系電子出版物のうち、インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行物に相当する情報。

③ オンライン資料

オンライン出版物であって、館が収集し、図書館資料として取り扱うもの。

④ 制度的収集

法律上の義務に基づく収集の仕組みをいう。

⑤ 発信者

文字、音、映像又はプログラムの記録をインターネット等の通信手段によって公衆に向けて発信するものをいう。従来の出版物の発行者とは区別するために用いる。

⑥ 自動収集

館がインターネット上のウェブサイトにあるファイルをソフトウェアを用いて、複製し記録して収集すること。

⑦ 送信による収集

自動収集と対になる概念。館が自らソフトウェアを用いて複製記録せず、情報を作成した者、発信者等が館に対してネットワークを介して、あるいは、媒体送付等何らかの方法で送付したものを、館が受け取ることで収集するもの。

¹ なお、厳密には、これらの情報は有形物ではなく、出版「物」とすることは正確ではないという指摘もあったが、過去の答申でも「出版物」という用語を用いてきた経緯もあり、「出版」という用語には、後述するように何らかの編集過程を経た成果物の流通というニュアンスもあることから、本答申では、無形のものであっても、「ネットワーク系電子出版物」「オンライン出版物」の用語を用いることとする。

(4) 構成

以下に答申の構成を述べる。

「はじめに」においては、答申の背景及び経緯を論じる。

第1章においては、答申の概要を示す。

第2章においては、オンライン資料の意味を示し、日本国内での発行・流通状況及び主要国における流通状況及びオンライン資料の制度的収集を紹介する。

第3章においては、オンライン資料の制度的な収集の在り方について論じる。

第4章においては、収集の対象となるオンライン資料とはどのようなものであるかについて概念的な整理を行い、従来の図書や雑誌との比較、有償か無償か、編集過程とは何か、データベース内の個別著作物などを通して論じる。

第5章においては、流通する経路、書誌情報等、内容による限定、粒度、最良版・異版の論点を検討し、収集の視点から対象資料を論じる。

第6章においては、収集方法について、送信と自動収集との両方を採用する必要があること、収集に際して使用するフォーマット、メタデータなどを論じる。

第7章においては、収集するオンライン資料の利用について、館施設内での利用を基本として利用の在り方について論点ごとに論じる。

第8章においては、現在の納本制度における経済的補償である「代償金」の考え方を考慮した上で、オンライン資料の収集に当たっての経済的補償について、代償金の妥当性や手続に要する費用に関し論点ごとに論じる。

第9章においては、制度の円滑な実施と運用に当たって必要と思われる方法を提言する。

「おわりに」において、我が国の文化の保存のために早急に取り組むべきであること、また諸課題を解決しつつ段階的に進めるべきことを述べる。

1. 報告の概要

諮問の理由に示されたとおり、近年、私人が、従来であれば国立国会図書館法第24条第1項に掲げられた図書、逐次刊行物等として発行した資料を、従来の出版と類似の編集過程を経て、インターネット等を通じて出版する事態が急速に進展している。

「はじめに」においてすでに述べたように、オンライン資料を含むネットワーク系電子出版物についてはこれまでも本審議会で検討してきた。特に平成16年答申「ネットワーク系電子出版物の収集の制度化に関するあり方について」では、ネットワーク系電子出版物を納本制度へ組み入れないことが適当であるとして、納本制度とは別の制度により収集する場合の制度の骨格を示した。本答申においても、納本制度とは別の制度による収集という点では、平成16年答申に示された制度にのっとっているが、対象とする資料は、私人による図書、逐次刊行物に相当する情報、つまりオンライン出版物を対象とした。

諮問においては、オンライン資料を「他の情報と区別して包括的に収集する制度を設けることの適否について、また適当であるとした場合に、その収集の対象、方法の在り方等について」調査審議を求めている。

諮問に答えるため、本答申では制度的収集の対象となる資料、その識別、収集の方法、利用に当たっての想定についてまず検討し、さらには制度の在り方についても考え方を示しているが、オンライン資料を他の情報と区別して包括的に収集することは可能であり、そのような制度を設けることは適当であると結論した。また、オンライン資料を収集するに当たっての収集対象資料の検討、考慮すべき収集方法や収集に当たっての経済的補償や円滑な運用のための制度の在り方についても説明を加えている。

これまで我が国の文化にとって重要な、私人の作成するオンライン資料については、まだ制度的な収集の対象となっていない。これらを包括的に収集することは、出版物の収集を通じた「文化財の蓄積及びその利用」（館法第25条）という目的を果たす上で重大な意義をもつものといえることができる。

本答申は諮問に則して収集の緊急性の程度および制約のある資源の下での諸要素を勘案して「オンライン資料」を収集する在り方について述べたも

のである。末尾に今後において取り組むべき課題は多く存在するものの、館の任務遂行に必要な広い範囲のネットワーク系電子出版物を収集するという基本的な考え方を維持しつつ、収集の実施を段階的に進めることを提言として付した。

2. オンライン資料と納本制度

(1) オンライン出版物及びオンライン資料の意味

本答申においては、オンライン出版物の意味を、「ネットワーク系電子出版物のうち、インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行物に相当する情報」とする。これらの情報は、有体物ではないことから、有形の図書、逐次刊行物に相当するということはいくまでも類似の概念であって、同じものが明確に存在するわけではない²。なお、諮問理由においては「ネットワーク系電子出版物」との関係も記されているが、電磁的媒体を用いて公表される出版物を「電子出版物」といい、そのうち通信等により公表されるものを「ネットワーク系電子出版物」という。「通信等」には、最も広義では放送が含まれることから、「ネットワーク系電子出版物」には、放送番組も含まれる。

今回対象とするオンライン出版物は、諮問理由から、従来の出版物と同様の編集過程を経つつ、インターネット等を通じて出版されるとして、従来の図書、逐次刊行物等との類似性が挙げられており、「ネットワーク系電子出版物」のうちのウェブ情報、放送番組等と異なる種類の出版物が対象となっている。

なお、館法第24条の第1項に掲げられている図書（第1号）、逐次刊行物（第3号）等に相当する情報であるが、「図書」は「文字や図表などが記載された紙葉を冊子体に製本した資料。（中略）相当量のページ数を有するものとして捉えられることが多い」、「逐次刊行物」は「完結を予定せず、同一のタイトルのもとに、一般に巻次、年月次を追って、個々の部分（巻号）が継続して刊行される資料」と定義される（日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語辞典 第3版』丸善,平成19年,p.173, p.151）。なお、同法第24条第1項第1号、第3号以外には、小冊子（第2号）、楽譜（第4号）、地図（第5号）等が列記されているが、今回の諮問においてはそれらの資料は直接の対象となっていない。

なお、館が図書館資料として取り扱う「オンライン出版物」は「オンライ

² 前掲注1参照

ン資料」の用語を用いる。

(2) オンライン資料の流通状況と国立図書館

オンライン出版物は、技術の進歩と共に多様な内容・形態のものが出版されているため、取り扱う視点等によって様々な定義が可能である。オンライン出版物をビジネスの観点で見ると、我が国では平成 21 年 7 月に発行された『電子書籍ビジネス調査報告書 2009』（株式会社インプレス R&D, 平成 20 年）に市場規模が記されている。平成 20 年の電子書籍市場規模は 464 億円であると推計され、前年と比較して 131%の規模に拡大したとされる。また、欧米では 2009 年においてはアマゾンのキンドル（Kindle）やソニーのリーダー（Reader）等の読書端末の普及とあいまって、市場が拡大しつつある。アジアにおいても、韓国、中国でのオンライン出版物をめぐる市場は確実に拡大傾向にある。

電子書籍をはじめとするオンライン出版物の急速な普及に伴って、すでに多くの国の国立図書館でこれらの資料を納本制度に組み入れ、制度的な収集を図る試みを行っている。英国は 2003 年の法定納本法においてオンライン資料も納本対象とし、フランスにおいても 2006 年に法整備が行われている。デンマークは 2004 年、カナダは 2006 年、ドイツは 2008 年、韓国は 2009 年に法整備がなされ、米国も 2010 年から収集範囲を限定して開始すると発表した。ただし、納本についての法整備が行われても、実施に関する細則が未整備等の理由で、実際のオンライン資料の納入と安定的な運用については、各国ともその緒についたばかりか、課題の整理を行っているところである。

なお、参考として末尾に各国の最近の状況を付す。

3. オンライン資料の制度的収集について

(1) 現行納本制度による収集について

オンライン資料が増加し、文化財として蓄積することが必要であるとして、まず現行の納本制度で収集することができないのかどうかを判断しなければならない。

館法第 24 条第 1 項第 9 号には、「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物」とある。この規定でオンライン資料を制度的に収集できるかどうかであるが、この規定は現行納本制度に基づく有形出版物について適用する規定である。

納本制度においては、その根幹的要素として、①出版物を確実に館の支配下に移転させる到達義務、②発行された資料の全体を網羅的に収集する網羅性、③発行者に納入義務を課すことの 3 点が欠かすことのできない要素となっている。オンライン資料の収集に当たってこれらの根源的要素をすべて満足させることは困難である。また、別の点から言えば、オンライン資料については、収集を行うために館が何らかの媒体に記録することによって収集する資料である。このオンライン出版物の媒体への記録においては、著作物を国（館）が複製することが不可欠の要件と考えられるため、館法第 24 条第 1 項第 9 号の規定を適用することによる制度的収集はできない。

(2) オンライン資料と他の資料との区別

オンライン資料が他の資料と明確に収集対象として区別できるのかどうかということが明らかにされなければならない。

まず相違の明確な点は、オンライン資料は、館法第 24 条第 1 項の各号が規定する有形の資料ではなく、収集に当たっては館の何らかの記録媒体に記録することによって収集するという点で、他の有形の資料とはっきり区別されることである。

次に諮問にある「国立国会図書館法第 25 条に規定するもの（私人）」がインターネット等で利用可能とした情報とある。私人とは、館法第 24 条、24 条の 2 に規定する者以外の者であり、館法第 24 条、24 条の 2 に規定する者

については平成 22 年 4 月 1 日施行の「国立国会図書館法の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 73 号）ですでに制度化されているが、私人のオンライン資料については平成 22 年 4 月以降も制度的収集の対象の枠外である。その意味からも対象は明確であり、他の資料と明確に区別して収集することが可能と考えられる。

さらに「ネットワーク系電子出版物」の概念は広く放送番組、ウェブ情報、動画、音楽配信等を含むものと捉えられる。一方、オンライン資料は、「図書、逐次刊行物等に相当する情報」ということから、その意味するところは主にテキスト、図などであって、かつ何らかの編集過程を経たものであることを意味すると解することができる。主にテキスト、図などによるところから放送番組、動画、音楽配信等が、また、何らかの編集過程を経たところからウェブ情報が対象から除外されると考えられる。

以上のように諮問理由の中で求められている「他の情報と区別して」とある点については、有形の資料とは異なること、国等が発行するものではないこと、また主にテキスト、図などであって、かつ何らかの編集過程を経たものであるため、ウェブ情報や放送番組等とは区別されているという点で、一定程度は区別可能と考えることができる。ただし、ウェブ情報と「オンライン資料」との境界は画然とは仕切られていないこと、また「オンライン資料」が指し示す範囲は、情報技術等の進展に伴い変化していくものである。そのため収集に当たっては、オンライン資料の典型的な例によるガイドラインを示すなどの工夫が必要となる。

(3) オンライン資料を包括的に収集する制度を設けることの適否

3 (2) においてオンライン資料が他の資料と区別して収集可能であることを明らかにしたが、諮問理由では「包括的に収集する制度」を設けることの適否についても検討を求めている。その上で、「包括的に収集する制度」が妥当であるとした場合に、その収集の対象、方法の在り方等について検討することになっている。

まず、「包括的に収集する制度」を設けることの適否であるが、諮問理由に書かれているように、現行の納本制度においては制度的に収集することができないこと、また収集することができない状態が続くと、出版物の収集を

通じた「文化財の蓄積及びその利用」（館法第 25 条）という納本制度の目的が達せられないおそれがあることから、そのような制度を設けることは適当であるものと考えられる。ただし、「包括的に収集」という場合に何ををもって「包括的」とするのか、また収集の対象、方法の在り方等については、対象となりうる資料について検討しなければならない。その上で制度の在り方について検討を進める。

(4) 「表現の萎縮のおそれ」との関連

「表現の萎縮のおそれ」との関係を付言する。

「表現の萎縮のおそれ」とは、固定の意図を持たずに公表した情報を従来の出版物同様に収集し保存するという行為が、国民の「表現の萎縮」をもたらすおそれがあるということで、平成 11 年答申、平成 16 年答申で取り上げられた懸念点である。しかし、今回の諮問が対象とするオンライン資料は、そもそも何らかの編集過程を経て図書、逐次刊行物等に相当する情報として公表しているものであり、後述するようにいわゆる動的出版物は対象から除くので、その収集及び蓄積の公共性・必要性は高く、かつ、それが過度の「表現の萎縮のおそれ」はもたらされないと考える。

4. 収集の対象となるオンライン出版物

(1) オンライン出版物と印刷出版物

① オンライン出版物と紙媒体の出版物

オンラインで出版される出版物が増加していることは明瞭であるが、紙媒体の出版物との関係を個々に見ていくと、多様なケースを見て取ることができる。著者による執筆は、今日ほとんどが電子的な手段を用いて行われ、執筆の結果が紙媒体で出版されるにせよ、製版までのプロセスが電子的なものとなっていることは改めて指摘するまでもない。

そこでオンラインで出版される出版物と、紙媒体との関係であるが、オンラインでのみ出版されるもの、最初はオンラインで出版されるが、紙媒体での販売が見込める場合にオンライン出版後に印刷製本され紙媒体としても出版されるもの、最初からオンラインと紙媒体と同時出版されるもの、オンラインと紙媒体でそれぞれ出版されるが出版時点が異なり、内容にも追加、修正、増補改訂等があり同じものではないもの、また、最初に紙媒体で出版された資料が遡及してデジタル化されるもの、その場合でもテキストでデジタル化が行われその段階で旧かな・旧漢字等が今日の表記に修正されるもの、またデジタル化がイメージで行われるもの、等々さまざまな関係が存在する。

オンライン資料の収集を行う場合、通常、その出版物そのものから同内容で紙媒体の出版物が存在するかどうかを実務的に判断することは難しい。仮にオンラインでのみ出版されたものだけを収集の対象とする場合、別に紙媒体の出版物が存在するかどうかの確認をし、さらに紙媒体の出版物があった場合には、それと比較して改変等が加えられ、別の著作となっていないかどうかの判断が必要になる。膨大な数の出版物を対象に、そのような判断のための調査等は現実的ではないと考えられる。

諮問理由で「インターネット等を通じてのみ出版する事態が急速に進展しており」とあるのは、オンラインでのみ刊行される出版物を対象とすることは当然のこととして、この記述は出版の傾向を示しているのもであって、紙媒体でも出版されたオンライン資料の収集を排除するものではない。

現行の納本制度でも、同内容の出版物が版を重ねて出版された場合、又は、単行本、文庫本、さらにはオーディオブックなど形態を変えて出版された場

合はそれぞれを収集対象としていることから、オンライン資料であっても、他の媒体での出版状況を判断材料とせず、資料そのものの性質により制度的収集の対象となるかどうかを判断すべきである。

② 遡及デジタル化資料

オンライン資料には、既に紙媒体で出版された資料を遡及してテキスト化を行っている「青空文庫」のような例や、新刊書を扱う電子書籍でも過去に紙媒体で出版された書籍を電子化して販売しているものが多数ある。青空文庫はそのサイトの性格上、既に紙媒体で刊行された資料であることは明白であるが、このような遡及してデジタル化された出版物（遡及デジタル化資料）も、文化財の蓄積の観点で見て収集保存の対象から外すことは適切ではないと考えられる。

(2) 有償、無償の取扱い

インターネットはその商用利用が開始される以前は、研究機関のネットワークを相互接続し、情報交換等に利用していたことから、伝統的にインターネット上で流通するコンテンツには無料という考え方がある。今日、インターネットの商用利用が進んでいるが、機関レポジトリ等に収録される紀要類や研究成果情報、投稿小説などの文芸的創作作品の掲載を主に行っているサイトなどが存在するように、インターネット上に流通するオンライン出版物にはかなり多く無償で提供される出版物がある。

紙媒体の出版物の場合も、有償・無償の出版物があるが、出版という行為を経て広く一般に公開しているものであれば、いずれも納本制度による収集の対象としている。館における収集の目的は、館法第 25 条に規定されている「文化財の蓄積及びその利用」であり、これはオンライン資料であっても変わらない。オンライン資料も有償・無償を問わず、収集対象と考えられる。

(3) 「編集過程」の有無

諮問理由に「従来の出版と同様の編集過程」とあるが、紙媒体の出版物における編集は、さまざまなプロセスで行われる。商用の図書、雑誌等においては出版社が出版企画の段階から編集に関与し、編集者が著者と協力しつつ、出版物を作り上げていくプロセスが通例である。一方、団体等の出版物であ

れば、その組織の意思決定プロセスにのっとして内容の確認・承認が行われることも多い。

インターネット等を通じて公開されるオンライン出版物では、紙媒体の出版物とはかなり異なる編集過程を経る場合がある。読者からのフィードバックによって著者が作品の修正、追加、変更を行う場合、複数の第三者の視点を通して、内容の確認、承認が行われる場合等があり、これらも広義の編集過程と考えるべきである。

また、諮問理由で「従来の出版と同様の編集過程」とあるのは、通常のウェブ情報、ブログ等と、図書・逐次刊行物等に相当する情報を区別するのに、後者を特徴づけるものとして、「編集過程」を挙げているものと考えられることができる。従来の納本制度の運用においても、例えば自費出版物の中には厳密な編集過程を経たとはいえない資料が納本されている状況もあることから、編集過程については、「従来の出版と同様に、何らかの出版制作過程」を経たものとの解釈の上で収集の対象となるオンライン資料を判断することが、妥当であろうと考える。

(4) データベースと動的出版物

① データベース

データベースとは「コンピュータによる加工や処理を目的として、特定の方針に基づいて組織化された情報ファイル。主な目的は情報検索である。」

(前掲『図書館情報学用語辞典 第3版』 p.162) と定義される。データベースは、コンテンツとそれを検索する情報システムからなり、コンテンツはアクセスの都度、動的に生成され、表示される場合が多い。インターネットでアクセス可能な情報には、データベースに格納されている情報があり、それらの情報はしばしばリンク等をたどってアクセス可能な情報(「表層」ウェブ)に対し、「深層」ウェブとも呼ばれる。「深層」ウェブで管理される情報は、表層ウェブの情報よりも遥かに多く、オンライン資料の多くもデータベースのコンテンツとして「深層」ウェブに存在していると考えられる。

データベースを収集の対象として検討する場合に、システムとしてのデータベース全体を対象とするのか、データベースに含まれる個々のコンテンツ(著作物)を対象とするのかを考える必要がある。システムで管理されるデ

データベース中の個々のコンテンツは、多数の論文等を掲載するデータベースのように、個々のコンテンツがそれぞれに収集対象となりうる場合と、辞書の各用語の解説などのように個別の項目を収集しても、検索プログラムを含めたシステム全体を収集しなければ利用に適さない場合がある。

データベース中の個別の収録作品・論文などは独立した書誌情報を持ち、個別に取り扱うことが可能であるため、個々のコンテンツそのものは収集の対象となると考えられる。

一方、データベースシステムそのもの、又はデータベースのシステムとして収集しないとコンテンツが利用できない場合、そのシステムを稼働する環境まで収集することが困難であることから、収集の対象とするオンライン資料には当たらないものとする。

② 動的出版物

頻繁にデータの更新、書き換えを要する動的出版物の管理にデータベースはしばしば用いられる。データベースで管理される頻繁な更新、書き換え等が発生する情報及びウェブサイトに掲載されるような比較的簡易な情報も動的出版物に該当する。

館法第 24 条第 1 項には、図書（第 1 号）、逐次刊行物（第 3 号）の間に、小冊子（第 2 号）を規定しているが、今回の諮問では小冊子は例示から除外されている。小冊子（パンフレット）は、「分量が数ページから数十ページと少なく、きわめて簡易な方法でとじてある冊子体の印刷資料」（前掲『図書館情報学用語辞典 第 3 版』 p.204）である。さらに館法第 24 条では、出版物全体の定義で「書式、ひな形その他簡易なものを除く」としている。

ウェブサイトの多くの情報等の動的出版物は、紙媒体の出版物との類推で言えば、きわめて簡易な出版物であり、収集の対象とするオンライン資料には当たらない。

5. 収集対象の識別

(1) 対象となるオンライン資料

① 日本国内

ここまでオンライン出版物について、それぞれ収集対象となるオンライン資料に該当するかどうか検討を行ってきた。この第5章では収集対象資料を識別するに当たっての属性等について検討を行う。

まずは、収集対象とするオンライン資料は、日本国内で発行されたものであることが考えられる。ただし、何をもち「日本国内」と判断するかという問題がある。

次の第6章で収集の方法を検討するが、収集方法として、情報の発信主体が送信する「送信による方法」と、収集用のソフトウェア等を用いて館が収集を行う「自動収集」がある。オンライン資料の収集において、情報の発信主体が送信する方法であれば、義務化の実効性を考えて、当該オンライン資料の発信を行う者が日本在住であるか、所在地が日本国内であればよいと考えられる(サーバの所在地については問わない。)。一方、館が収集用のソフトウェア等を用いて収集対象資料の収集を行う場合については、第一義的には、複製行為を行う対象のサーバの所在地が日本国内である場合が考えられる。

② 流通経路

諮問では「インターネット『等』で利用可能とした情報」、とある。この「等」が何を意味しているかという点であるが、インターネットは例示であり、そのため、インターネットという流通経路で対象コンテンツを絞るのは適当ではないことを意味していると考えられることができる。

インターネットを広義の“internet”としてネットワークの相互接続を意味するのか、世界のネットワークを相互接続している固有名詞としての“Internet”を指すのか、また、インターネットを技術的に可能としている通信プロトコルを用いて流通する情報を指すのかにもよるが、現在、狭義のインターネット(Internet)以外の方法(携帯電話等)で流通するオンラインコンテンツはかなりの数が存在している。

現時点ではオンライン出版物が流通する代表的な流通経路はインターネットであるが、電子的形態で流通するオンライン資料の制度的な収集を可能

とすることが今回の諮問の眼目であると考えられることから、技術発展の早い分野でもあり、インターネットという流通経路だけに限定することは適切ではない。

(2) 外形定義

① 書誌情報

収集対象の識別として、明確な外形定義ができることが望ましいが、オンライン資料はその目印がはっきりと付いているわけではない。ただし、オンライン資料における「図書、逐次刊行物等に相当」の一つの目安になるものとして、書誌情報があげられる。通常、図書、逐次刊行物等には固有のタイトル、著者、発行年月等などの書誌的事項が明確に記載され、独立した一つの単位として識別できることが多く、識別の際の判断材料となりうる。

② 標準識別番号等の有無

標準識別番号として、国際的には図書には国際標準図書番号（ISBN：International Standard Book Number）、雑誌には国際標準逐次刊行物番号（ISSN：International Standard Serial Number）が存在し、資料の識別、収集、管理に重要なデータとなっている。しかし、現時点ではオンライン資料については、このような標準識別番号の付与は端緒についたばかりである。ISSNについては、館により電子雑誌への付与が開始されているが、申請によるものであり、全てを網羅しているとは言い難い。また、学術論文について欧米の学術論文にはデジタルオブジェクト識別子（DOI：Digital Object Identifier）が付与されているものがあるが、我が国での付与の実績は乏しく、収集の際の識別要素として取り扱うのは困難であろう。

なお、収集対象の識別に使用することは困難であるが、オンライン資料の識別、管理、流通に標準番号は有益であり、制度的収集が実現し実効性を確保するに当たっては、標準番号の付与も考慮されるべきであろう。

(3) 内容による限定

現行の納本制度に基づく私人による出版物の収集は文化財の蓄積とその利用を目的とし、機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除くすべての出版物が収集対象となっている。これは国民の知的活動の産物であ

る出版物をその内容によって価値判断することなく、均しく収集していくという趣旨である。

価値判断を排し、内容による限定を行うことなく、どのような内容の出版物であっても収集するという考え方は、オンライン出版物においても踏襲されるべきである。

(4) 収集対象資料の粒度

オンライン出版物は、複製や公開が従来の紙媒体の出版物よりも容易にできるため、単行図書の一章、逐次刊行物の個々の論文など、従来では取り扱う単位とはならなかった資料の一部をそれぞれ独立した単位として公開することが可能であり、現にインターネット上には多くの著作の一部分であるオンライン出版物が公開されている。これらについては、運用の実務上、全体か部分かを個別に判断することが困難であり、部分であっても収集の対象とすることになるものと考えられる。

ただし、完全なものを収集できることが明らかな場合は、一部分のみの情報を収集対象から除外することもあってしかるべきである。

(5) オンライン資料における最良版

館法は民間出版物の納入について、出版者の義務として最良版1部の納入を義務づけている。紙媒体の出版物の場合は「最良版」とは、多数の複製物の中で汚れや乱丁・落丁、誤植等が存在しない最良のものの意味で、そのような最良版の納入を義務づけている。CDやDVDのようなパッケージ系電子出版物については、同一内容のものが複数の記録形式や販路で出版されることもあり、そのような場合の収集においては最良版ということで収集上の優先順位を付けている。

電子著作物はその特徴の一つとして、編集が容易であり、増補、改訂、追加修正が簡便にできるため、一部分の内容が異なるものが多く存在する。また、同一コンテンツが別の流通ルートで頒布され、それぞれが独自のファイルフォーマットで作成される場合も多々ある。作成年月、データ量等のファイルの外形が同じであれば、同一版であると判断し、最初に登録したものを最良版と見なしうるが、そうでない場合は、一般的には別の著作と判断し収

集の対象とせざるをえない。

ただし、改変があまりに頻繁であったり、ほぼ同一内容のコンテンツが多数のフォーマットで配信される場合、運用にて代表的なものを最良版として収集することも想定される。

なお、オンライン出版物は著者以外の者が改ざんを行う危険性があり、館が収集し、登録（収集日等を記録すること）したオンライン資料は、第三者による著作の真正性の判断において有力な材料となる。館がオンライン資料を登録することは、副次的に真正性の証明に資するものと考えられる。

6. オンライン資料の収集

(1) 自動収集と送信

インターネット等で利用可能な情報の収集にはいくつかの方法があるが、大別すると次の二つの方法が存在する。

○情報の発信主体による送信

○収集主体による自動収集

送信は、情報の発信主体である発信者が館に向けてファイル等を送信することで、館が収集する方法である。一方、収集主体による自動収集とは、館が収集ロボット（ソフトウェア）等を使用して、収集対象とするサーバ等にアクセスして、ファイルを複製（ダウンロード）し、館の記録装置に記録して収集する方法である。

オンライン資料の収集においては、情報の発信主体による送信を主として行い、技術的に可能な場合には、自動収集による収集を行うことが考えられる。

(2) 義務を負う者

オンライン資料の収集において収集に関する義務を負う者は、当該オンライン資料をインターネット等により、広く公衆に利用可能とした者とする。この場合、どのような行為をもって、「オンライン資料をインターネット等に置いて、広く公衆に利用可能とする」という行為とするのかが問題となる。

たとえば、私立の大学に所属する研究者が大学の機関レポジトリに論文を掲載する場合、「広く公衆に利用可能」としたのは、機関レポジトリに論文を掲載した研究者か、その機関レポジトリを運営する管理者（大学）か、という問題が発生する。いずれの者もインターネットを通じて広く公衆に利用可能とする行為に関与しているわけであるが、公衆に利用可能としているサイト等を運営するものが一義的に「広く公衆に利用可能」としたと考えるのが適切であろう。この場合は、機関レポジトリ等のサイトを運営する者に送信の義務が発生するものと考えられる。その当該サイトを介して広く公衆は当該論文を利用できているわけであり、紙媒体の出版物の場合に出版者に納本の義務を課しているのと同様である。

送信の義務が生じるのがいつかということであるが、当該者がそのオンライン資料を公衆に利用可能とした日となる。

なお、送信時期は、従来の出版物については発行後 30 日以内と規定されているが、納入義務履行に要する手続が複雑であることから、送信時期は館と協議する日等とすることが考えられる。

(3) オンライン資料のフォーマット

① フォーマットと利用環境

オンライン出版物はさまざまなフォーマット(記録形式)で流通している。多くはそれを閲覧する機器、ブラウザ等が規定されており、それらの条件外では利用することができないか、出版時に想定している再現性が実現できない。また、閲覧する機器の OS (オペレーティング・システム) やブラウザソフトウェア等のバージョンアップにより、旧形式のファイルが読めなくなることも多い。

電子情報の長期保存、現在及び将来の利用可能性を追求することは、保存図書館としての館の責務でもあり、文化財として収集蓄積したオンライン資料は、現在の利用だけでなく、将来の利用も見越した長期保存対応を考えることが望ましい。

② 収集時のフォーマット

収集の方法として、送信と自動収集の 2 種類を想定したが、送信をする場合は、その情報の発信者が、流通しているフォーマットそのままを送信する場合と、何らかの標準的なフォーマットに変換して送信する場合が考えられる。一方、自動収集においては収集の時点でサーバ上に存在するオンライン資料をそのまま複製して収集することが原則で、提供されているフォーマットをそのまま収集することになる。

出版物においては、版面等のデザインの再現性は重要であり、それらは出版者のオリジナルのフォーマットでのみ表現可能である。そのため、その出版物の同一性を保持するためには、出版時のフォーマットで、情報の発信主体から送信してもらうことが重要と考えられる。ただし、この方法による収集をした資料は、機器の OS やブラウザなど適切な再生環境の維持とフォーマットのマイグレーションなどが必要であり、館はコンテンツ毎に複数のビ

ユーアを用意し、その維持管理に努めなければならない。オンライン資料の利用を考えると、館が何らかの標準的なフォーマットを指定し、そのフォーマットに変換して送信してもらうということも考えられる。

③ オンライン資料の保存と利用のための措置

館がオンライン資料の長期的な保存のために、オリジナルのフォーマットへ変換することも考慮されるべきである。フォーマットの変換においては、技術的な動向や出版界の動き等を把握し、できるだけ標準的かつ安定性の高いフォーマットを検討すべきである。

なお、フォーマットに関連し、デジタル著作権管理（DRM：Digital Rights Management）がフォーマットに組み込まれていることが多い。それらは解除しない限り利用に支障を来すため、館が収集するためには、情報の発信主体がその送信に当たって DRM を解除して納入するように依頼することが必要である。

(4) メタデータの付与

オンライン資料は、その識別、利用、検索、保存、管理等の目的でメタデータが適切に付与されていることが望ましい。

館が自動収集をする場合は、オンライン資料を記録し、館のシステムに格納する際に、館がメタデータを付与することとなる。送信の場合には、発信者が作成する場合と、館側で作成する場合の二つの方法が考えられるが、館が作成する場合においても、ヘッダー情報等に記載されている既存情報を適切に活用する等を行い、メタデータの付与、管理においてはできるだけ簡便で、効率性が高い方法を選択することが肝要である。

また、メタデータは利用者が収集したオンライン資料を検索し、利用する際に用いられるものであるところから、検索システムを構築する際に利用者に利便性の高いメタデータの活用と、それを可能にするメタデータ要素項目を検討すべきである。

7. 利用に当たっての想定

(1) 館施設内利用

館が収集するオンライン資料の利用については、基本的に有体物の図書館資料を利用に供すること（利用形態としては、閲覧、複写及びレファレンスがある。）と同等の利用を行うことを想定する。

館は東京本館、関西館、国際子ども図書館並びに行政及び司法の各部門におかれた支部図書館（以下「支部図書館」という。）から構成される。このうち、東京本館、関西館及び国際子ども図書館については、国立国会図書館長が直接的に利用を定める施設であり、収集するオンライン資料の利用にあっても、一体的な利用運用を行うことが適当である。これら館施設内の範囲での閲覧に関して言えば、オンライン資料は同時に複数の館施設内利用者に閲覧させることも可能であるが、同一コンテンツに対する同時アクセス数については制限があるものと考えられる。

なお、支部図書館については館を構成する組織であるが、オンライン資料の館施設内利用の範囲とはしない。

(2) 複写

オンライン資料の複写については、館施設内での複写と遠隔地からの申し込みを受けての複写に分かれる。

館施設内の複写は、オンライン資料においても、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に規定する図書館等における複製による。つまり有体物の図書館資料と同様に、利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、館の設置する複製機器を用いて当該オンライン資料の一部分を複製し、複製物を一人につき一部を提供することは、権利者の許諾を要せずに行うことが可能である。

ただし、オンライン資料は複製における著作の「一部分」の特定が困難な面もあり、権利者団体との協議等によって複写が可能な範囲を設定する、あるいはあらかじめ許諾を得て全文複写を可能にするなど、運用を明確にしておくことが望ましい。また、館施設内であっても、オンライン資料のダウンロードによる提供は、目的外使用を防御する技術的な手当てを行う手段がな

い限り、通常の複写以上に多様な目的外利用が可能となるため、慎重であるべきである。

遠隔地からの申込みを受けての複写については、館法第 21 条第 1 項第 1 号による館の基本的なサービスである図書館間貸出しの代替措置として、オンライン資料においても実施を行うが、有体物の図書館資料と同様に、電子データファイルとしてではなく該当箇所のプリントアウトによるものとする。

(3) 図書館資料としての利用形態を超える利用

通常の図書館資料としての利用形態を超える利用は、図書館資料に係る著作権の権利制限を超える利用形態が考えられる。資料の全体の複写、オンライン形態での都道府県立図書館等での利用、インターネット配信、館と協力を行う非営利法人等の団体での利用等が想定される場所である。

これらいずれの利用にあっても著作権法上の権利制限を超えるため、実施に当たっては契約に基づいて実施することになる。併せて、契約相手たる権利者が不明な場合（いわゆる孤児作品）の処理の仕組みも検討されるべきである。

(4) 電子資料特有の問題

電子資料特有の問題としては、収集したオンライン資料を保存し永続的なアクセスを保障する観点から次の二つの技術的課題が重要と考えられる。一つは保存のための措置であり、もう一つは内容の検索及び表示のための措置である。

保存と永続的なアクセスのための技術的な課題に関し検討すべきこととしては、電子環境におけるソフトウェア、ハードウェアの発展と技術革新に伴い、収集した当該オンライン資料を表示するためのソフトウェア、ハードウェアの陳腐化が発生し、将来の利用が担保されない事態が発生することが考えられる。そのような問題に対応するため、コンテンツ・保存媒体のマイグレーション、及び媒体保存環境の整備を含む利用環境の整備と電子資源管理について検討されるべきである。

また、内容の検索及び表示のための措置として、コンテンツのサーバへの

複製とインデックス生成等、オンライン資料の内容の閲読を効果的に行うための手当てを講じることが検討されるべきである。

(5) 視覚障害者等によるテキストデータの利用

著作権法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 53 号）により、著作権法第 37 条第 3 項の規定が改正され、視覚障害者等のための複製及び公衆送信に関する権利制限が拡充された。この規定の運用に関しては、平成 22 年 2 月 18 日に、国公私立大学図書館協力委員会、(社) 全国学校図書館協議会、全国公共図書館協議会、専門図書館協議会、(社) 日本図書館協会によって「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」が策定された³。館もこのガイドラインに準拠して、視覚障害者等がオンライン資料を快適な環境において利用できるようにする必要がある。

(6) 著作権法その他の問題

私人によるオンライン資料を記録媒体に記録する場合には、法律に基づく複製権の制限が必要であると考えられる。平成 22 年 4 月 1 日施行の国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 73 号）に基づく国等のインターネット資料の収集の実施に当たっては、館法の改正と併せて著作権法を改正し、新たに第 42 条の 3 を設け、複製権の制限規定を置いている。私人のオンライン資料の制度的な収集においても、同様に取り計らわれることになることが適当であろう。

また、権利管理情報の変更や除去等が伴う場合には、著作権法第 113 条第 3 項が関係する。その他、保存のためのフォーマット改変等が、著作権法第 20 条第 2 項第 4 号に規定する「やむを得ない」改変に該当する点の明確化の必要性や、著作権法第 30 条第 1 項第 2 号（私的使用のための複製）、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号及び第 11 号（技術的制限無効化行為の定義）との関連も検討すべきである。

³ 日本図書館協会ホームページ 〈<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jla/20100218.html>〉

8. 収集及び利用に当たっての経済的補償

(1) 「代償金」

館が私人の発行する有体物の図書館資料を収集するに当たっての経済的補償としては、国立国会図書館長の定めるところにより、当該資料の出版及び館への納入に通常要すべき費用に相当する金額を代償金として交付している（館法第25条第3項）。この「代償金」は、出版物の編集企画から印刷・製本、販売に至るまでの総経費を作成部数で除した金額（利潤を含まない。）である「生産費用」の補償及び館への送付等に要する費用の補償の内容で成立しており、館はその運用として前者にあつては「小売価格」を費用算定のための基準に置き、後者にあつては「郵送に要する最低の料金に相当する額」としている（「国立国会図書館法第25条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件」（昭和50年国立国会図書館告示第1号））。

収集するオンライン資料にもこの代償金の考えを準用して権利者等への補償とするとした場合、オンライン資料にはそもそも「印刷・製本」の工程、「作成部数」の概念が存在しない。また、「小売価格」に相当する額であるが、インターネット等において公衆に提示されている「価格」は当該資料の利用料としての「価格」であることを考慮すると、代償金の考え方を準用することは困難であると考えられる。

また、オンライン資料の納入のための複製はデジタル複製であり、納入のための複製の費用も補償を要するほどの額にはならず、この点でも代償金の考え方を準用することは困難であると考えられる。

(2) 利用による経済的損失

館の利用による経済的損失についてであるが、有体物の図書館資料の利用形態である閲覧、複写、図書館間貸出においては経済的損失の補償は不要とされており、収集したオンライン資料の利用にあつて、第7章で想定する利用形態である限りにおいては、有体物の場合と同様に、補償を要しないと考えられる。

(3) 納入に係る手続費用

一方、「納入に通常要すべき費用」は、図書館資料を館に納入するに当たって交付を受ける「代償金」を構成する要素ではあるが、オンライン資料の収集方法として送信による収集が行われる場合については、フォーマット変換、デジタル著作権管理（DRM）解除、メタデータの作成作業や送信のための手続に要する費用がオンライン資料の「納入に通常要すべき費用」に相当するものとして考えることもできる。

9. 制度の円滑な実施と運用に係る方策

オンライン資料の制度的収集は、ますます増加するオンラインで出版される出版物を包括的に収集し、文化財として蓄積保存し、現在及び将来の利用に備えることが目的で、できるだけ多くの出版物がこの制度によって収集されることが望ましい。

館は有体物の図書館資料を収集するに際し、効率的な収集が行うことができるよう「出版物の納入を一括して代行する」機能を活用している。オンライン資料を収集するに際しても、送信による収集を受ける仕組みとして、送信のために要する標準化された一定の作業を円滑に行いうるよう進めることに鑑み、一括してそれら事務を代行する機能をもつ機関に事務を委託する方策を検討することも必要であろう。

オンライン資料の制度的収集を法的に規定する場合、オンライン資料をインターネット等によって利用可能とした者は、館にその資料を納入する義務を負うことになる。では、その制度的収集に基づく送信義務を確実に履行させるために何らかの制度を設けるかどうかの問題となる。有体物を対象とした現行の納本制度においては義務履行確保の方法として過料（秩序罰）を設けている。これは納本制度が発行者の納入義務履行に依存しており、義務履行がなされない状態を放置すると納本制度の実効性が失われる可能性があることで、設けられたものである。

一方、無形のオンライン資料は、義務履行の形態が有形の出版物に比して単純ではない。また、有体物の出版物以上に対象資料の明確な識別と網羅的な捕捉が困難であり、罰則規定を設けても実効性の確保が困難と考えられる。そのため、オンライン資料の義務履行確保のための制度としては、現段階では過料も含め罰則規定は設けないことが妥当と考えられる。

ただし、オンライン資料をできるだけ包括的に収集することは当然必要であり、制度の周知等の徹底を始めとする他の方法による制度的納入の励行、促進を図ることを積極的に取り組むべきである。

おわりに

「はじめに」に述べたように今日オンラインによる出版は、知識・情報の主要な流通形態になっており、私人の出版物を文化財として蓄積し、今日及び将来の人々の利用に供す役割をもつ国立の図書館にあって、オンラインの出版物を収集、蓄積しないことは、納本制度の目的を果たすことができない。また、オンラインの出版物は、紙媒体など有形の著作物と比較し、きわめて脆弱な出版形態であり、消去等で失われやすいだけでなく、技術環境の発展、変化等によって再現性の確保が困難となることが考えられる資料群である。また、デジタル資料の特徴として、内容の変更、追加修正、複製、改ざん等が容易であることもあり、公的な機関が収集保存することによる真正性の確保も求められる。館が、国の出版文化を包括的に収集し、保存する機関として、このようなオンライン資料を制度的に収集することは、我が国の出版文化の保存にとっても重要な意義をもつものであり、早急に取り組むべき課題だと考えられる。

ただし、私人によるオンライン資料の範囲は広く、多様である。膨大な資料を識別し、収集し、適切に管理保管し、利用に供するに当たって、館における人的、経済的、技術的、また運用上の課題が多く、館の予算面や人的資源面、システムの整備等の措置が必要となる。また、出版者、権利者団体等との協議や調整を通じて、実施内容を確認しつつ、取り組むべき領域も存在する。オンライン資料の制度的収集においては、館の事業ではあるが、広くオンライン資料に関わる事業者や利用者も含め、共同で取り組むべき事業として位置付けることを考慮されるべきであろう。

今後、文化財の保存と蓄積に係る館の任務として、これらオンライン資料の収集については、制約ある資源の中であっても、段階的にかつ着実に取り組む必要がある。

同時に、今回の検討の対象とならなかったネットワーク系電子出版物や今後技術の進展によって生まれるであろう新たな形態の情報についても、館の任務遂行のために収集するという方向性を維持し、50年後、100年後においても、時代の文化遺産として、今日の文化が確実に引き継がれていくことが望まれる。

国図収 090928001 号
平成 21 年 10 月 13 日

納本制度審議会会長
中山 信 弘 殿

国立国会図書館長
長 尾 真

諮 問 書

納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

（諮問）

国立国会図書館法第 25 条に規定する者（私人）がインターネット等により利用可能とした情報のうち、同法第 24 条第 1 項に掲げられた図書、逐次刊行物等に相当する情報を収集するための制度の在り方について

（理由）

平成 16 年 12 月 9 日の納本制度審議会答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」は、納本制度とは別の制度によりネットワーク系電子出版物を収集することが適当であるとした上で、その場合の制度の骨格を示した。同答申は、他方で、ネットワーク系電子出版物の特質にかんがみ、「(国立国会図書) 館の任務遂行に必要な広い範囲の対象を収集するという基本的な考え方を維持しつつ、制約のある資源の下で、収集の緊急性の程度その他の要素を勘案して収集の実施を段階的に進めることが考慮されるべきである」と提言している。この段階的実施の方向に沿って、国立国会図書館法の改正（平成 21 年法律第 73 号）により、いわゆる政府機関等（国立国会図書館法第 24 条及び 24 条の 2 に規定する機関又は法人）が公衆に利用可能としたインターネット資料の収集の制度の実現を見た。

近時、私人（国立国会図書館法第 25 条に規定する者）が、従来であれば国立国会図書館法第 24 条第 1 項に掲げられた図書、逐次刊行物等として発行した資料を、従来の出版と同様の編集過程を経つつ、インターネット等を通じてのみ出版する事態が急速に進展しており、これらの情報を包括的に収集することができない状態が続くと、出版物の収集を通じた「文化財の蓄積及びその利用」（同法第 25 条）という納本制度の目的が達せられないおそれがある。

このような編集過程を経てインターネット等で利用可能とされた情報を他の情報と区別して包括的に収集する制度を設けることの適否について、また適当であるとした場合に、その収集の対象、方法の在り方等について、調査審議をお願いする。

納本制度審議会委員・専門委員名簿
(平成22年6月7日現在) (五十音順)

会 長	中山 信弘	東京大学名誉教授、弁護士
会長代理	濱野 保樹	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
代償金部会長	合庭 惇	国際日本文化研究センター名誉教授
委 員	石坂 敬一	社団法人日本レコード協会会長
	上野 徹	社団法人日本雑誌協会理事長
	内山 斉	社団法人日本新聞協会会長
	相賀 昌宏	社団法人日本書籍出版協会理事長
	角川 歴彦	角川グループホールディングス代表取締役会長
	佐野 眞一	ノンフィクション作家
	関口 和一	日本経済新聞社編集委員兼論説委員
	福井 健策	弁護士
	藤本 由香里	明治大学国際日本学部准教授
	山崎 厚男	社団法人日本出版取次協会会長
	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	湯浅 俊彦	夙川学院短期大学准教授

(15名)

専門委員	植村 八潮	社団法人日本書籍出版協会理事
	大久保 徹也	社団法人日本雑誌協会デジタルコンテンツ推進委員会委員長
	三瓶 徹	日本電子出版協会事務局長
	常世田 良	社団法人日本図書館協会理事・事務局次長
	深見 拓史	廣濟堂スピーチオ販売株式会社代表取締役社長

(5名)

オンライン資料の収集に関する小委員会所属の委員及び専門委員

小委員長	合庭 惇
委員	福井 健策
	山本 隆司
	湯浅 俊彦
専門委員	植村 八潮
	大久保 徹也
	三瓶 徹
	常世田 良
	深見 拓史

(9名)

調査審議の経過

1 納本制度審議会

- (1) 第16回 平成21年7月23日
懇談（オンライン出版物の納入をめぐって）
- (2) 第17回 平成21年10月13日
 - ①国立国会図書館長の諮問
 - ②オンライン資料の収集に関する小委員会の設置
 - ③同小委員会所属委員の指名
 - ④同小委員会の小委員長の指名
- (3) 第18回 平成22年3月16日
オンライン資料の収集に関する小委員会の調査審議の結果の報告について了承
- (4) 第19回 平成22年6月7日
納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」の決定

2 オンライン資料の収集に関する小委員会

平成21年10月13日付け諮問「国立国会図書館法第25条に規定する者（私人）がインターネット等により利用可能とした情報のうち、同法第24条第1項に掲げられた図書、逐次刊行物等に相当する情報を収集するための制度の在り方について」、審議会が必要とする専門的事項を調査審議するため、納本制度審議会議事運営規則第10条の規定に基づいて設置された。

- 第1回 平成21年11月19日 オンライン資料の収集の論点の検討(1)
- 第2回 同 12月15日 オンライン資料の収集の論点の検討(2)
- 第3回 平成22年2月16日 小委員会の報告案の検討

参考：オンライン出版物の最近の状況

(1) 国内外におけるオンライン出版物の出版・流通状況

オンライン出版物については、技術の進歩と共に多様な内容・形態のものが出版されているため、取り扱う視点等によって様々な定義が可能であると思われる。そのため、ここでは、オンライン資料の一例として国内外における電子書籍の出版・流通状況等を概観することで、対象となる情報の輪郭を把握することとする。

以下、日本・アメリカ・中国・韓国における、電子書籍の市場動向について紹介する。

① 日本

平成 21 年 7 月に発行された『電子書籍ビジネス調査報告書 2009』によると、平成 20 年の電子書籍市場規模は 464 億円であると推計され、平成 19 年の 355 億円と比較して 131%の規模に拡大した。その内訳は、PC 向けが 62 億円で対前年比 14%減、携帯電話向けが 402 億円で 42%増となっており、携帯電話向けが市場を牽引していることがうかがえる。一方、『出版指標年報 2009』（全国出版協会・出版科学研究所，平成 21 年）によると、紙の書籍の平成 20 年売上高は 8,878 億円で、対前年比 1.6%減と前年に引き続きマイナス成長を続けている。電子書籍の市場規模は、平成 20 年時点で紙の書籍の 5%に過ぎないが、紙の書籍と比較し目覚ましく拡大していること、また新たな読書端末の登場や世界規模で書籍の電子化が進められている現在の状況を考えると、さらなる展開が見込まれるものと注目を集めている。

② アメリカ

米国出版社協会（AAP）によると、アメリカにおける 2008 年の電子書籍売上高は 1.13 億ドルで対前年比 68.4%増であった。書籍全体の売上高が 243 億ドルで 2.8%減と推計されているので、全体に占める割合は小さいものの、電子書籍の市場が急速に立ち上がりつつあるのがうかがえる。さらに 2009 年の状況について、同年 12 月の AAP の発表では、1 月から 10 月までの電子書籍売上高がすでに 1.3 億ドルに達しており、書籍全体の売上高に占める割合も 3%に及ぶとのことである。

アメリカの電子書籍市場は、日本に比して金額的には小さい。しかし、日

本の市場が携帯電話向けを中心に発展してきたのに対し、アメリカはPCを利用して自宅で電子書籍を読むことが多いと言われており、キンドル（Kindle）、ソニー・リーダー（Sony Reader）やアイパッド（iPad）等の読書端末の普及とあいまって、日本とは異なる形で市場を拡大していくと考えられる。

③ 中国

中国の電子書籍市場については、中国图书商报社と電子書籍ポータルサイト「读吧网（www.du8.com）」が、2006年から共同で中国の電子書籍市場に関する報告書をまとめている。2009年4月に発表された『2008年度中国电子图书发展趋势报告』によれば、2008年の中国の電子書籍市場規模は2.26億円で、対前年比33.6%増であった。また、総タイトル数は81万で22.7%増、利用者は7,900万人で33.9%増であり、中国においても電子書籍が着実に普及しつつある。さらに、2009年の市場規模は2.74億円になる見込みであり、引き続き拡大傾向にあるといえよう。

④ 韓国

韓国の文化体育観光部が2009年8月に発表した『2008文化産業白書：年次報告書』（2008 문화산업백서：연차보고서）によれば、韓国の電子書籍市場規模は2008年に1,278億ウォンに達し、2006年から年平均16.63%の成長を続けている。また、電子辞書やオーディオブックも含めた電子出版産業全体の市場規模は2008年に5,551億ウォンに達し、さらに2009年には5,786億ウォンに拡大すると推定されている。

(2) 諸外国の国立図書館におけるオンライン資料の制度的収集

インターネット技術の著しい進歩に伴って、電子書籍をはじめとするオンライン出版物が国内外において急速に普及しつつある。こういった新しい形態の出版物に対して、国立国会図書館と同様に、納本制度によって紙媒体の出版物の収集・蓄積・保存を行ってきた諸外国の国立図書館は、どのような取り組みを行っているのだろうか。

以下では、諸外国の国立図書館の内、すでにオンライン出版物を含めたインターネット情報の制度的収集を行っている、イギリス・フランス・ドイツ・カナダ・デンマーク・韓国・アメリカの7カ国について、制度の概略を紹介

する。

① 英国図書館

2003年10月に「2003年法定納本図書館法 (Legal Deposit Libraries Act 2003)」が成立し、非印刷出版物 (non-print publication) にまで法定納本の対象を拡大した。これにより、インターネットを通じてアクセスできる出版物やウェブサイトも対象となったが、運用のための規則は未制定である。規則の制定に向けては、2005年9月に出版者や納本図書館の代表者等で構成される「法定納本諮問委員会 (Legal Deposit Advisory Panel)」が設立され、技術的・法的な課題の解決に向けて活動を展開している。2009年には、同委員会が無償でアクセス制限がないオンライン出版物 (online publication) について、納本制度に基づき収集することが望ましいとする提言を行った。これを受けて政府は、同年12月にオンライン出版物の収集・保存に関する諮問文書を公表し、規則の制定に向けて動き出している。

② フランス国立図書館

フランスではすでに2004年からインターネット情報の包括的な収集が行われていたが、2006年8月に「情報社会における著作権及び著作権隣接権に関する法律」が公布され、インターネット情報が法定納本の対象となった。法律では、ロボットによる自動収集を行うとされており、収集が困難な場合は出版者又は著作者との合意に基づき方法を定めるとされている。現在のところ収集選択基準等の運用細則は未制定である。

③ ドイツ国立図書館

2006年6月にドイツ国立図書館法が制定され、「無体の公表著作物」が納入の対象となった。そして、2008年10月には新納本令が公布され、収集の対象が「公衆ネットワーク上で利用可能なすべてのテキスト、画像及び音声による作品」であることが明文化され、さらにオンライン上に存在しかつ紙媒体の出版物でもそれに相当するものがある資料については、提出の義務が課せられた。しかし、現時点では技術的に未完成な部分もあるため、第一段階として電子書籍・電子ジャーナル・電子学位論文といった、オンライン出版物に相当するものの納本を先行して開始する一方で、技術的な課題の解決に向けた取組みを行っている。

④ カナダ国立図書館・公文書館

2004年4月にカナダ国立図書館・公文書館法が成立し、インターネット情報の自動収集が可能となった。さらに2006年12月には法定納本法が改正され、「オンライン出版物 (online publications)」の納入が義務付けられた。ここで言う「オンライン出版物」とはタイトル・著者・出版日が特定できるものであり、電子書籍・電子ジャーナル等が含まれている。現在のところ電子掲示板や個人のウェブサイト、動的データベース等は提出義務の対象ではなく、図書館から要求があった時に送付すればよいことになっている。

⑤ デンマーク王立図書館

デンマークでは1997年と2004年の2回にわたって、インターネット情報の収集に関する法律改正が行われている。まず、1997年6月の改正では媒体にかかわらず「完結し、独立していると考えられる限られた量の情報」を納入対象とした。これにより、基本的に内容が更新されない論文や報告書・定期刊行物などの静的な出版物は対象となったが、継続的に更新されるホームページやデータベース等の動的な出版物は対象から除かれた。また、発行者からの通知に基づき収集を行っていたため納入率は低かった。

そこで、2004年12月に再び法律が改正され、ウェブ等の動的な出版物も含めた「電子的な通信ネットワークで公表された情報」のすべてを納入対象とした。

⑥ 韓国国立中央図書館

2009年3月に改正図書館法が公布され、「図書館資料」の概念をオフライン媒体のみから拡大して、「知識情報資源の伝達を目的に情報が蓄積されたすべての資料 (オンライン資料を含む)」と再定義した。ここでいう「オンライン資料」とは、「情報通信網を通じて公衆送信する資料」と定義されている。また、オンライン資料については、国立中央図書館が保存価値の高い資料を選定して収集・保存すると規定された。これを受けて制定された図書館法施行令では、収集するオンライン資料の選定について、新たに「図書館資料審議委員会」を設置し、そこでの審議を経て国立中央図書館長が告示するとされている。なお、収集するオンライン資料が販売用である場合は補償金を支払うことも規定されている。

⑦ 米国議会図書館

米国議会図書館 (LC) 著作権局は、2010年1月25日付けの官報で、オン

ラインのみで利用可能な出版物について、LC の要求がある場合には納本を義務づけるようにするための暫定規則を、2010年2月24日から適用することを発表した。規則は、2009年7月から8月にかけて募集したパブリックコメントを受けた内容となっており、まずは電子逐次刊行物 (electronic serials) を要求の対象としている。さらに最初は、週刊以上で刊行され、見た目や形式等が従来の紙媒体と似ている雑誌 (journals) に限定して開始する予定である。また、データベースやブログが該当しないように、電子逐次刊行物の定義に、「決められたスケジュールどおりに」発行されて「それ以降の変更がない」という文言を追加している。オンラインのみで利用可能な著作物の「完全版 (complete copy)」については、付随するメタデータやフォーマット用コードを含むものであると定義している。